

(2) 福祉

(注) 福祉制度については、原則として、広島市・湯来町ともに国の基準どおり実施しているものについては記載していない。

ア 児童福祉

(ア) 相談機関

項 目	広 島 市	湯 来 町																										
a こども療養センター																												
(a) 施設概要	市こども療育センター (単位:人)	なし																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>概 要</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">こども療育センター</td><td>療育相談所</td><td>—</td></tr> <tr> <td>育成園</td><td>知的障害児通園施設</td></tr> <tr> <td>二葉園</td><td>肢体不自由児通園施設</td></tr> <tr> <td>愛育園</td><td>情緒障害児短期治療施設</td></tr> <tr> <td>山彦園</td><td>難聴幼児通園施設</td></tr> <tr> <td rowspan="3">北部こども療育センター</td><td>療育相談室</td><td>障害児療育相談・診療・訓練等</td></tr> <tr> <td>くすのき園</td><td>知的障害児通園施設</td></tr> <tr> <td>わかば園</td><td>肢体不自由児通園施設</td></tr> <tr> <td rowspan="2">西部こども療育センター</td><td>療育相談室</td><td>障害児療育相談・診療・訓練等</td></tr> <tr> <td>なぎさ園</td><td>知的障害児通園施設</td></tr> </tbody> </table>	区 分	概 要	定員	こども療育センター	療育相談所	—	育成園	知的障害児通園施設	二葉園	肢体不自由児通園施設	愛育園	情緒障害児短期治療施設	山彦園	難聴幼児通園施設	北部こども療育センター	療育相談室	障害児療育相談・診療・訓練等	くすのき園	知的障害児通園施設	わかば園	肢体不自由児通園施設	西部こども療育センター	療育相談室	障害児療育相談・診療・訓練等	なぎさ園	知的障害児通園施設	
区 分	概 要	定員																										
こども療育センター	療育相談所	—																										
	育成園	知的障害児通園施設																										
	二葉園	肢体不自由児通園施設																										
	愛育園	情緒障害児短期治療施設																										
	山彦園	難聴幼児通園施設																										
北部こども療育センター	療育相談室	障害児療育相談・診療・訓練等																										
	くすのき園	知的障害児通園施設																										
	わかば園	肢体不自由児通園施設																										
西部こども療育センター	療育相談室	障害児療育相談・診療・訓練等																										
	なぎさ園	知的障害児通園施設																										
b 児童相談所	市児童相談所で実施	県の事務。県中央児童相談所で実施																										
(a) 業務内容	①児童福祉に関する問題についての相談、専門的な調査判定 ②一時保護による行動観察、指導・保護・治療 ③巡回相談	①児童福祉に関する問題についての相談、専門的な調査判定 ②一時保護による行動観察、指導・保護・治療																										
(b) 対象児童	18歳未満の者	同左																										
(c) 相談員	児童福祉司、心理療法士、心理判定員、医師																											
(d) 費用	相談、調査、判定、指導、一時保護については無料																											
c 家庭児童相談室	各区保健福祉課で実施	県の事務。県広島地域事務所厚生環境局で実施																										
(a) 事業内容	家庭でのしつけ、生活環境などの身近な相談	同左																										
(b) 相談員	家庭相談員 8人																											
(c) 費用	無料	同左																										

(イ) 保育園

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 概要		
(a) 設置数・定員	公立 88施設 定員 11,144人 私立 64施設 定員 7,614人	公立 2施設 定員 120人 私立 なし
(b) 保育時間	原則 午前7時30分～午後6時30分	原則 午前7時30分～午後6時 (うち1か所は1時間の延長保育あり)
b 保育料		
(a) 最高月額	3歳未満児 57,250円 3歳以上児 31,250円	3歳未満児 57,500円 3歳以上児 40,400円

項 目		広 島 市	湯 来 町																		
(b) 保育料		P33 資料1参照	P34 資料2参照																		
c 一時保育																					
(a) 対象	保育園に入園していない児童で保護者のパート就労、病気や事故等のやむを得ない理由やボランティア活動等の私的理由で家庭での保育が一時的に困難な場合		①非定形的保育サービス事業 保育者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となる児童 ②緊急保育サービス 保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童																		
(b) 保育時間	実施保育園で設定		同左																		
(c) 費用	実施保育園で設定		3歳未満児 日額1,800円 3歳以上児 日額1,400円 ※生活保護世帯 0円																		
(d) 実施場所	私立25施設で実施(自主事業)		公立2施設で実施																		
d 延長保育																					
(a) 対象	実施保育園に入園している乳幼児で、保護者の残業のほか、不規則な就労形態及び地域のやむを得ない事情等のため、延長して保育サービスを必要とする場合		同左																		
(b) 保育時間	11時間開園後、1時間延長、2時間延長、4時間延長		1時間延長																		
(c) 費用	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>月 額</th></tr><tr><td rowspan="2">1時間延長</td><td>3歳未満児</td><td>保育料の12% 最高 2,750円</td></tr><tr><td>3歳以上児</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2時間延長</td><td>3歳未満児</td><td>保育料の21% 最高 6,800円</td></tr><tr><td>3歳以上児</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">4時間延長</td><td>3歳未満児</td><td>保育料の41% 最高11,100円</td></tr><tr><td>3歳以上児</td><td></td></tr></table>		区 分		月 額	1時間延長	3歳未満児	保育料の12% 最高 2,750円	3歳以上児		2時間延長	3歳未満児	保育料の21% 最高 6,800円	3歳以上児		4時間延長	3歳未満児	保育料の41% 最高11,100円	3歳以上児		1回200円
区 分		月 額																			
1時間延長	3歳未満児	保育料の12% 最高 2,750円																			
	3歳以上児																				
2時間延長	3歳未満児	保育料の21% 最高 6,800円																			
	3歳以上児																				
4時間延長	3歳未満児	保育料の41% 最高11,100円																			
	3歳以上児																				
(d) 実施場所	1時間延長:公立32施設、私立63施設で実施 2時間延長:私立11施設で実施 4時間延長:私立1施設で実施		公立1施設(湯来南保育園)																		
e 保育園入園支度金																					
(a) 対象	生活保護世帯又は前年度市町村民税非課税世帯(前年度の所得税課税世帯を除く。)の児童が新規に入園する場合		なし																		
(b) 支度金	1人につき3,000円																				
f 乳児保育																					
(a) 対象	乳児(0歳児)		なし																		
(b) 保育士の配置	おおむね乳児3人につき1人以上を配置																				
g 障害児保育																					
(a) 対象	統合保育が可能な中程度までの障害児		統合保育が可能な中程度までの障害児																		
(b) 保育士の配置	対象障害児1人につき4時間の臨時保育士の加配(ただし、特別な介助が必要な障害児1クラス2人までごとに8時間の臨時保育士を加配)		対象障害児1人につき8時間の臨時保育士の加配																		
h 家庭支援推進保育																					
(a) 対象	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が入園児童のおおむね50%以上入園している保育園		なし																		

項 目	広 島 市	湯 来 町
(b) 保育士の配置	公立:2人(児童109人以下) 嘱託 1人 2人(児童110人以上) 嘱託 2人 私立:3人(定員 109人以下)	
ⅰ 乳児保育促進		
(a) 対象	0歳児をおおむね20人以上受け入れている私立保育園	なし
(b) 助成金	保育士1人分の人件費	
ⅱ 子育て支援センター		
(a) 業務内容	P75 (3)保健・衛生 ア保健サービス (ウ)母子保健 参照	なし
k 地域活動事業		
(a) 対象	地域の乳幼児及び保護者等	
(b) 内容	地域に最も密着した保育の専門施設として地域に貢献するとともに、保育園入園児童及び地域住民の福祉の向上を図るために、適切な保育を必要としている親子などに、保育園の開放や育児講座などを行う。	地域に最も密着した保育の専門施設として地域に貢献するとともに、保育園入園児童及び地域住民の福祉の向上を図るため、主に高齢者とのふれあいを行う。

(資料1) 平成16年度保育料徴収額表 (広島市)

(単位:円)

各初日在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料徴収月額	
			3歳未満児	3歳以上児
生活保護法による被保護者世帯			0	0
前年度分の市町村税非課税世帯			0	0
前年度市町村 民税課税世帯	市町村民税	均等割のみ	7,200	5,250
	市町村民税所得割	4,300円未満	8,000	6,050
	市町村民税所得割	4,300円以上	9,200	7,250
前 年 度 分 の 所 得 税 課 税 世 帯	所得税額	6,800円未満	10,700	8,450
	〃	6,800円以上 13,600円未満	12,200	10,200
	〃	13,600円以上 20,800円未満	14,250	12,450
	〃	20,800円以上 40,000円未満	18,750	17,050
	〃	40,000円以上 64,000円未満	23,850	19,850
	〃	64,000円以上 88,000円未満	29,750	21,200
	〃	88,000円以上 112,000円未満	35,800	22,600
	〃	112,000円以上 136,000円未満	41,600	24,000
	〃	136,000円以上 160,000円未満	46,950	25,300
	〃	160,000円以上 208,000円未満	49,800	26,650
	〃	208,000円以上 288,000円未満	52,450	28,500
	〃	288,000円以上 408,000円未満	55,450	30,300
	〃	408,000円以上	57,250	31,250

※ 同一世帯において2人以上入園している場合に適用する基準等がある。

(資料2) 平成16年度保育料徴収額表 (湯来町)

(単位:円)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			徴 収 金 基 準 額 (月額)	
階層 区分	定 義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	8,000 (4,000)	5,500 (2,750)
第3-1		均等割のみ課税世帯	17,000 (8,500)	12,800 (6,400)
第3-2		所得割課税世帯	19,500 (9,750)	15,100 (7,550)
第4-1		20,000円未満	22,500 (11,250)	17,000 (8,500)
第4-2	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	20,000円以上44,000円未満	25,200 (12,600)	19,300 (9,650)
第4-3		44,000円以上64,000円未満	28,300 (14,150)	22,000 (11,000)
第5-1		64,000円以上80,000円未満	34,500 (17,250)	24,800 (12,400)
第5-2		80,000円以上100,000円未満	37,900 (18,950)	27,600 (13,800)
第5-3		100,000円以上120,000円未満	41,400 (20,700)	29,400 (14,700)
第5-4		120,000円以上140,000円未満	43,700 (21,850)	30,300 (15,150)
第5-5		140,000円以上160,000円未満	46,000 (23,000)	31,200 (15,600)
第6-1		160,000円以上200,000円未満	48,300 (24,150)	33,100 (16,550)
第6-2		200,000円以上300,000円未満	50,600 (25,300)	34,900 (17,450)
第6-3		300,000円以上380,000円未満	52,900 (26,450)	36,800 (18,400)
第6-4		380,000円以上408,000円未満	55,200 (27,600)	38,600 (19,300)
第7		408,000円以上	57,500 (28,750)	40,400 (20,200)

注 託児が2人以上入所するときは、第一子は基準額とし、第二子は()内の金額、第三子は基準額の1/10とする。

(ウ) 手当・医療等

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 児童福祉年金・手当		
(a) 名称	遺児福祉手当	なし
(b) 支給対象	父母又は父母のうちいずれか一方を失った児童又はこれに準ずる事情にある児童を養育する者	
(c) 対象児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※障害児の特例はなし	

項 目	広島市	湯 来 町
(d) 所得制限 (e) 支給額	なし (単位:円/月) 区 分 金 額 父母が該当する場合 3,000 父母のうちいずれか一方が該当する場合 1,500	
b 乳幼児医療費補助		
(a) 対象	出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児の保護者	同左
(b) 支給要件		
・ 満1歳未満児	通院・入院に支給(所得制限あり)	通院・入院に支給(所得制限なし)
・ 満2歳未満児	通院・入院に支給(所得制限あり)	通院・入院に支給(所得制限なし)
・ 満3歳未満児	通院・入院に支給(所得制限あり)	通院・入院に支給(所得制限なし)
・ 満4歳未満児	通院・入院に支給(所得制限あり)	通院・入院に支給(所得制限なし)
・ 満5歳未満児	入院のみ支給(所得制限あり) ※平成16年10月から通院も対象	入院のみ支給(所得制限なし) ※平成16年10月から通院も対象予定
・ 満6歳未満児	入院のみ支給(所得制限あり) ※平成16年10月から通院も対象	入院のみ支給(所得制限なし) ※平成16年10月から通院も対象予定
・ 小学校就学前の6歳児	入院のみ支給(所得制限あり) ※平成16年10月から通院も対象	入院のみ支給(所得制限なし) ※平成16年10月から通院も対象予定
(c) 支給額	保険診療に係る総医療費(入院時の食事療養に係る費用を除く)のうち対象者が負担すべき自己負担金相当額(平成16年10月からは自己負担金相当額から一部負担金の額(原則、医療機関等ごとに、通院に係る初診料算定時1日500円)を控除した額の予定)	健康保険で給付された残りの一部負担金を助成する(ただし入院中の食事に係る自己負担額を除く) (平成16年10月からの支給額は未定)
c 療養援護金		
(a) 対象	乳幼児医療費補助受給資格者で、監護している乳幼児が15日以上継続して入院した者	乳幼児医療費補助受給資格者で、監護している乳幼児が15日以上継続して入院した者
(b) 支給額	月額 10,000円	月額 10,000円
d 乳幼児健康支援一時預かり事業		
(a) 対象	保育園入園中の児童等が病気の回復期等で、集団保育の困難な期間に一時預りを行う施設	なし
(b) 委託料	国の定める乳幼児健康支援一時預かり事業費の補助基準額を限度に委託して実施する。	

(エ) 認可外保育施設

項 目	広島市	湯 来 町
a 事業所内保育施設	9施設	なし
b 院内保育施設	16施設	なし
c ベビーホテル	21施設	なし
d その他の認可外保育施設	43施設	なし

イ 母子・寡婦・父子福祉

(ア) 相談員

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 母子自立支援員	各区保健福祉課で実施	県の事務。県広島地域事務所厚生環境局、県立母子福祉センターで実施
(a) 内容	母子・寡婦家庭の生活一般の相談に応じ、助言指導を行う。	同左
(b) 相談員の数	各区保健福祉課で相談に応じる。 8人(各区1名ずつ)	県広島地域事務所厚生環境局、県立母子福祉センターで相談に応じる。
b 母子生活相談員	母子寡婦福祉連合会の単位地区役員の中から委嘱	
(a) 内容	地域の母子家庭の自立援助の相談、助言指導を地域に出向いて行う。	なし
(b) 相談員の数	106名	
c ひとり親家庭等児童訪問援助事業		
(a) 内容	父子・母子・養育者家庭の小・中学校に在学中の児童に対し、相談相手、話し相手、遊び相手、学習や簡単な家事に関する生活習慣の指導を行う。	なし
(b) 派遣期間	6か月以内(必要に応じて1年間まで派遣可)	
(c) 派遣回数	週1回(1回当たり4時間以内)	

(イ) 医療

項 目	広 島 市	湯 来 町
a ひとり親家庭等医療費補助		
(a) 支給要件	健康保険の加入者で、 ・母子家庭の母又は父子家庭の父及び児童 ・父母のない児童及び扶養(養育)している配偶者のいない者	健康保険の加入者で、 ・ひとり親家庭の父又は母及び児童 ・父母のない児童及び養育している配偶者のいない者
(b) 対象児童	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	同左
(c) 所得制限	対象者及び対象者と生計を同一にする扶養義務者全員の前年(1～7月の間は前々年)の所得に係る所得税合計額が92,400円以下の場合に支給	前年の所得税非課税世帯に属する者に支給
(d) 補助額	自己負担額(ただし、入院時の食事に係る自己負担分を除く。)	自己負担額(ただし、入院時食事療養に係る標準負担額を除く。)
b 療養介護金		
(a) 支給対象	ひとり親家庭等医療費補助受給資格者で15日以上継続して入院した者	同左
(b) 支給額	月額 10,000円	

(ウ) 施設

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 母子生活支援施設	市内4か所(公立1、私立3) 定員20～30世帯 各区の保健福祉課を通じて入所	なし
b 寡婦寮	市内1か所(公立1) 定員20名 各区の保健福祉課を通じて入寮	なし

(エ) 介護

項 目	広 島 市	湯 来 町										
a ひとり親家庭等日常生活支援事業	市母子寡婦福祉連合会に一部委託して市が実施	県母子寡婦福祉連合会に委託して県が実施										
(a) 支給要件	①母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の者が就職活動などの自立促進に必要な事由や疾病などの社会的な事由により、一時的に日常生活に支障があり、介護者を得ることが困難な世帯 ②母子・父子家庭になった直後6か月間で日常生活に支障があり、介護者を得ることが困難な世帯	①母子家庭、寡婦、父子家庭であって、自立促進に必要な事由（就職活動等）又は社会的事由（疾病、看護）により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯 ②父子家庭となって概ね6か月以上の世帯 （①②ともに所得が児童扶養手当一部支給所得制限未満の者に限る。）										
(b) 派遣期間	①の場合 1か月あたり5日間 ②の場合 1か月あたり10日間 （3か月を限度）	①②ともに1か月あたり5日間 （のべ10日間を限度）										
(c) 利用者負担額	<table><tr><td colspan="2">（単位：円）</td></tr><tr><td>区 分</td><td>1時間当たり</td></tr><tr><td>生活保護世帯、市町村民税非課税世帯</td><td>0</td></tr><tr><td>児童扶養手当支給水準の世帯</td><td>150</td></tr><tr><td>上記以外の世帯</td><td>300</td></tr></table>	（単位：円）		区 分	1時間当たり	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0	児童扶養手当支給水準の世帯	150	上記以外の世帯	300	なし
（単位：円）												
区 分	1時間当たり											
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0											
児童扶養手当支給水準の世帯	150											
上記以外の世帯	300											

(オ) 自立促進

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業	市母子寡婦福祉連合会に委託して、市が実施	
(a) 対象	母子家庭の母・寡婦	なし
(b) 内容	①講習会 ・パソコン 年8回 ・簿記 年1回 ・ホームヘルパー 年2回 ②特別相談事業 ・弁護士 24回	

(カ) 公共料金の減免等(市・町が独自に設けたもののみ)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 公営住宅等への入居		
(a) 内容	20歳未満の子を扶養している母子・父子世帯に対し、公営住宅等の入居者募集において抽選率の優遇を行う。	20歳未満の子を扶養している寡婦については、優先的に選考して入居させることができる。
b 公立高等学校授業料の免除	市が実施している制度	県が実施している制度
(a) 対象	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる母子家庭に属する者	同左
(b) 減免額	授業料の5割	
c 水道料金・下水道使用料等の減免		

項 目	広島市	湯 来 町
(a) 対象	1 A～Cのいずれかに該当する世帯 A ひとり親家庭等医療費補助を受けている世帯 B 児童扶養手当を受けている世帯 C 配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子に現に扶養されている児童又は父母のいない児童のいる世帯で、次の要件を満たす場合 ・ 扶養義務者等の所得が特別児童扶養手当の支給対象となる額であること。 2 社会福祉施設で次の要件を満たす場合 ・ 民間が運営する社会福祉施設で、入所者等が光熱水費を負担しているもの	(水道) ① 慈善又はこれに類する事業の経営者 ② 貧困のため負担に耐えないと認められる者 ③ その他特別の理由があると認められる者 (下水道) 町長が公益上その他特別の理由があると認めたとき
(b) 減免額	(水道) 1か月につき ・ 基本料金 810円 (口径13mmの場合) ・ 基本料金はメーター口径により異なる。 ・ 上記の金額に消費税を加算した額 (下水道) 1か月につき ・ 下水道使用料の基本料金 690円 (H16.7.1～) ・ 上記の金額に消費税を加算した額	(水道) ・ 納付しなければならない料金、手数料、その他の費用の軽減又は免除 (下水道) ・ 使用料及び占用料の減額又は免除
d 保育料の軽減		
(a) 内容	・ ひとり親家庭等の世帯に対し、階層区分及び乳幼児の年齢に応じて保育料を軽減する。 ・ 同一世帯から同時期に2人以上の乳幼児が入園した場合、2人目は半額、3人目以上は無料とする。	・ ひとり親家庭の世帯に対し階層区別(3-2まで)に応じて軽減 ・ 同一世帯から同時期に2人以上の乳幼児が入園した場合、2人目は半額、3人目以上は1/10とする。

ウ 障害者(児)福祉

(ア) 保健指導・相談機関

項 目	広島市	湯来町
a 相談員	市の事務。市長が業務委託	県の事務。県知事が業務委託
(a) 身体障害者相談員	地域の身体障害者の更生援護に関する相談・援護等を行う民間協力者 52人	地域の身体障害者の更生援護に関する相談・援助等を行う民間協力者 2人
(b) 知的障害者相談員	地域の知的障害者の更生援護に関する相談・援助等を行う民間協力者 14人	地域の知的障害者の更生援護に関する相談・指導等を行う民間協力者 1人
b 保健指導・相談機関		
(a) 心身障害児		
・ 施設	・児童相談所及び、療育相談所(市こども療育センター内)で実施 ・療育相談室(北部こども療育センター内)で実施	県の事務のため、県中央児童相談所で実施
・ 内容	保健指導・相談のほか、医学的診断・検査・診療等を実施	同左
・ 費用	療育相談は無料 医学的処置は医療費を徴収	
(b) 身体障害者		
・ 施設	市身体障害者更生相談所で実施	県の事務のため、県身体障害者更生相談所で実施
・ 内容	専門的な立場から総合判定を行う。	同左
・ 費用	無料	
(c) 知的障害者		
・ 施設	市知的障害者更生相談所で実施	県の事務のため、県知的障害者更生相談所で実施
・ 内容	専門的な立場から助言・指導、総合判定を行う。	同左
・ 費用	無料	
(d) 精神障害者	P. 83 (オ)精神保健福祉 参照	

(イ) 医療

項 目	広島市	湯来町
a 重度心身障害者医療費補助		
(a) 対象	①身体障害者手帳1～3級の所持者 ②療育手帳A、A、Bの所持者 ③身体障害者手帳又は療育手帳の所持者のうち、国民年金法第30条第2項に規定する1級に該当する者	①身体障害者手帳1～3級の所持者 ②療育手帳A、A、Bの所持者
(b) 所得制限	本人の前年の所得が 159万5千円(扶養親族等がある場合は、1人につき38万円を加算)以下で、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が628万7千円(扶養親族等がある場合は1人目については24万9千円を加算、2人目からは1人につき21万3千円を加算)未満の者に支給	本人については、老年福祉年金の規定を準用 扶養義務者等については、特別児童扶養手当の規定を準用
(c) 補助範囲	自己負担額(保険診療分)の全額(ただし、入院時の食事に係る自己負担分を除く。)	同左
b 療養支援金		

項 目	広 島 市	湯 来 町
(a) 対象	重度心身障害者医療費補助受給資格者で、15日以上継続して入院した者（入院には介護保険での介護療養型施設への入院を含む。）	重度心身障害者医療費補助受給資格者で、15日以上継続して入院した者
(b) 支給額	月額 10,000円	月額 10,000円
c 精神障害者通院医療費補助	P.82（オ）精神保健福祉 参照	なし

(ウ) 介護保険

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 重度心身障害者介護保険利用者負担助成		
(a) 対象	広島市重度心身障害者医療費補助制度対象者のうち、介護保険の要介護又は要支援の認定を受けた者	なし
(b) 補助範囲	下記の医療系サービスの介護保険の利用者負担額（他の制度により給付が行われている額及び入院中の食事に係る自己負担分を除く。） ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③通所リハビリテーション（介護老人保健施設で行われているものを除く。） ④居宅療養管理指導 ⑤介護療養型医療施設への入院（介護療養施設サービス）	

(エ) 手当・年金等

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 在宅重度心身障害者療養見舞金		
(a) 対象	・身体障害者で、障害の程度が1級の者 ・知的障害者で、知的障害の程度が重度の者	なし
(b) 所得制限	障害者本人の前年の所得が159万5千円（扶養親族等がある場合は1人につき38万円加算）以下の者に支給	
(c) 支給額	年額 8,000円	
b 重度心身障害者介護手当		
(a) 対象	5歳以上20歳未満の重度の身体障害者及び最重度の知的障害者を保護養育している保護者	なし
(b) 所得制限	障害者本人の所得が354万9千円（単身の場合）、保護者の所得が696万2千円（扶養親族3人）以下の場合に支給	
(c) 支給額	・重度身体障害者又は最重度知的障害者 月額 2,000円 ・重症心身障害者 月額 3,000円	
c 重度心身障害者福祉給付金		
(a) 対象	重度の心身障害者で、国民年金制度上、年金の受給資格を得ることができなかった在住外国人・帰国者	なし

項 目		広 島 市		湯 来 町	
(b) 支給制限		①～③に該当する場合は支給停止 ①本人の前年の所得が一定額を超える場合 ②生活保護を受けている場合 ③月額38,000円以上の公的年金又は他の自治体から同様の趣旨の給付金を受けている場合			
(c) 支給額		月額 38,000円 (2、5、8、11月の4回で支給)			
d 心身障害者扶養共済制度		独自に心身障害者扶養共済制度条例を制定し、実施		独自に制度を設けていないため、県の制度に加入	
(a) 加入資格		障害者の保護者のうち、65歳未満で特別の疾病又は障害がない者		同左	
(b) 障害者の範囲		将来独立して自活することが困難な知的障害者及び1～3級の身体障害者等			
(c) 掛金		加入又は付加したときの年齢により固定 (単位:円/口)			
		加入(付加)時年齢掛金月額			
		35歳未満3,500			
		35歳以上 40歳 "4,500			
		40歳 " 45歳 "6,000			
		45歳 " 50歳 "7,400			
		50歳 " 55歳 "8,900			
		55歳 " 60歳 "10,800			
		60歳 " 65歳 "13,300			
(d) 給付内容		①年金(単位:円/口)		なし	
		区 分給 付 額			
		加入者が死亡・重度障害月額 20,000			
		②弔慰金(単位:円/口)			
		区 分加入期間給付額			
		1年以上加入し、障害者が加入者より先に死亡又は同時に死亡した場合1～5年20,000			
		5～20年50,000			
		20年～100,000			
(e) 掛金の助成		<掛金の減免で対応> ・生活保護受給世帯 (10割) ・市民税非課税又は均等割のみ課税世帯 (5割又は3割) ・災害による市民税減免世帯又はそれに相当する世帯 (状況により9割又は5割) ・障害者2人以上加入者 (2人目9割)			
e 知的障害者援護施設及び小規模作業所等通所者交通費助成					
(a) 内容		市内に住所を有する障害者が①②に通所するための交通費を助成 ①知的障害者援護施設又は小規模作業所 ②在宅精神障害者共同作業所		町内に住居を有する障害者が次の①②の施設に通所するための交通費を助成 ①知的障害者援護施設 ②心身、精神障害者、就労促進事業補助交付要綱に基づき湯来町が運営費を補助している施設。	
(b) 対象者		費用徴収対象収入から通所経費を控除した額が27万円以下の者		同左	
(c) 補助限度額		1日当たり 280円		1日当たり 270円	

(才) 資金の貸付・助成

項 目	広島市	湯来町
a 障害者住宅改造費補助		
(a) 対象	身体障害者手帳1～4級、療育手帳 ④、Aの所持者又はその同居者	なし
(b) 補助額	住宅改造費と80万円とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額 (補助率) ・生活保護受給世帯 5/5 ・生計中心者が所得税非課税世帯 3/5 ・その他の世帯 2/5	
(c) 所得制限	生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以下の者に支給	
b 障害者住宅整備資金貸付		
(a) 対象	次の①～④に該当する障害者又はその同居する親族 ①身体障害者手帳1～4級又は療育手帳④、Aの所持者 ②自力で増改築又は改造することが困難なこと。 ③償還可能であること。 ④同種の貸付を受けていないこと。	なし
(b) 貸付限度額	貸付限度額 300万円	
(c) 貸付利率	利率 年 1.0% (H16.3.10現在)	
(d) 償還方法	据置期間6か月以内 償還期間10年以内(据置期間を含む。) 年賦・半年賦・月賦のいずれかによる元利均等償還	

(カ) 在宅サービス

項 目	広島市	湯来町
a 障害者(障害児) 居宅介護		
(a) 対象	障害者、障害児のいる家庭で、当該障害者を介護することができない世帯及び一時的に介護する人が必要になった世帯	支援費制度に移行
(b) 内容	①身体介護 ②家事援助 ③移動介護 ④日常生活支援	
(c) 利用者負担金	税額に応じる。	
b 重度身体障害者入浴サービス		
(a) 対象	肢体不自由の障害の程度が 1、2級で①～③のいずれにも該当する者 ①家庭における入浴が困難な者 ②病院等に入院していない者 ③入浴サービスすることが不適当な伝染性疾患等を有していない者 なお、移送困難な者には、訪問入浴サービスを行っている。	なし
(b) 内容		
・ 施設入浴	施設・家族が送迎し、特別養護老人ホームの特殊浴槽を利用	
・ 訪問入浴	車で浴槽等の機材を搬入し、移送困難な者を家庭で入浴させる。	
(c) 費用	税額に応じる。	

項 目		広 島 市	湯 来 町
c 寝具の乾燥消毒			
(a) 対象	65歳未満の低所得者世帯に属する障害者で①②のいずれかに該当する者 ①身体障害者手帳1、2級のひとりぐらしでねたきり障害者 ②居宅介護(移動介護を除く)を利用している65歳未満の身体障害者	なし	
(b) 内容	寝具の丸洗い・高熱乾燥消毒脱臭を行う。		
(c) 費用	無料		
d 福祉電話の貸与			
(a) 対象	低所得で、電話を所有していない重度身体障害者 ※平成16年7月から新規貸与を廃止	低所得で電話を所有していない障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
(b) 利用者負担金	設置料:無料(広島市が負担) 使用料:1か月300円を超える度数料(基本料金及び1か月300円までの度数料は広島市負担) ※平成16年7月から全額貸与者負担	設置料:無料 使用料:利用者負担	
(c) 電話相談センターの運営	貸与された福祉電話による相談、訪問、サービスの提供	なし	
e あんしん電話の設置			
(a) 対象	身体障害者手帳1、2級のひとりぐらしの者	重度身体障害者でひとりぐらしの者及び重度身体障害者のみの世帯	
(b) 内容	緊急通報機器により協力員や消防局に自動的に緊急事態を通報	緊急通報機器により消防署へ自動的に緊急事態を通報し援助救助を行う	
(c) 費用	原則として利用者負担(所得税非課税世帯及び生活保護世帯は機器は無料貸与、電話がない場合は電話貸与) ※平成16年7月からは市民税非課税世帯は利用料等の1割を負担	緊急通報機器は無償貸与 保守料・工事費は利用者負担	
(d) その他		山県西部消防署にセンター設置	
f 障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業			
(a) 対象	単独で外出することが困難な肢体不自由者、知的障害者、視覚障害者等で外出する場合に付添人がいない者	支援費制度に移行	
(b) 派遣条件	区役所等公的機関、医療機関に赴くときなど社会生活上又は日常生活上外出が必要な場合		
(c) 費用	無料(一部実費負担あり)		
g 障害者ケアマネジメント実施事業			
(a) 内容	障害者の生活に必要な福祉・保健・医療・就労などのサービスを総合的に提供するケアマネジメントを展開するための体制支援を行う。	なし	
h 障害者生活支援事業			
(a) 対象	市内に居住する身体障害者及びその家族	なし	
(b) 内容	在宅福祉サービスの利用援助・社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・介護相談及び情報の提供等を総合的に行う。		

項 目	広 島 市	湯 来 町
i 心身障害児(者)地域療育等支援事業		
(a) 内容	在宅の障害児(者)の地域での生活を支援するため、障害児(者)施設の機能を活用し、家庭訪問や電話による療育相談、外来による療育相談、各種福祉サービスの利用相談等を行う。	県が実施
j 心身障害者補助犬の育成・貸与事業		
(a) 内容	身体障害者に対し、身体障害者補助犬を育成・貸与する。	なし

(キ) 視覚障害者の福祉

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 視覚障害者(中途失明者)歩行訓練事業	視覚障害者(中途失明者)に対し、一定期間歩行訓練師による歩行訓練及び歩行に必要な助言、指導を行う。	なし
b 視覚障害者あて文書の点字サービス	市から送付する文書への点字シールの貼付、点字文書の同封	なし
c カセットブック貸出し等	身体障害者手帳 1～4級所持者を対象に郵送貸出、対面朗読サービス	図書郵送貸出(県立図書館)の障害者に対する図書館サービスを行えるようにしている。点字図書を若干であるが備えている。
d 点字広報紙・声の広報	「ひろしま市民と市政」「広島市議会だより」の点字版、カセットテープの無料郵送	町内のボランティア団体が広報紙を朗読録音したカセットテープの無料貸出
e 点字図書の給付	1人につき年間 6タイトル又は24巻を限度に点字図書を給付	なし
f 点字ワープロの共同作業	広島市心身障害者福祉センターに共同利用のために設置	なし

(ク) 聴覚障害者の福祉

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 手話相談員		
(a) 内容	9人(各区保健福祉課及び身体障害者更生相談所に1人ずつ配置) 聴覚障害者、音声又は言語機能障害者の更生援護に関する相談・指導等	なし
b ろうあ者専門相談員		
(a) 内容	1人(市社会福祉センター内のろうあ者専門相談室に配置) ろうあ者の一般生活上の諸問題に関する相談業務等	なし
c 手話・要約筆記専任職員派遣事業		
(a) 対象	聴覚及び音声又は言語機能に障害がある者で、外出する場合に手話通訳・要約筆記が必要である者	聴覚及び音声又は言語機能に障害がある者で、外出する場合に手話通訳が必要である者
(b) 派遣条件	区役所等公的機関、医療機関に赴くときなど社会生活上又は日常生活上外出が必要な場合など	原則町内のみ
(c) 費用	無料(一部実費負担あり)	無料
d 手話・要約筆記専任職員養成講座		

項 目	広島市	湯 来 町
(a) 内容	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の福祉に理解と熱意のある者に対し手話及び要約筆記技術を習得させる。	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の福祉に理解と熱意のある者に対し手話技術を習得させる。
e ファクスの給付		
(a) 対象	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	聴覚又は音声・言語機能障害3級以上の者
(b) 費用	・所得税額等に応じ無料～費用の全額 ・設置料・使用料等は本人負担	同左
f 聴覚障害者用のビデオカセットライブラリー		
(a) 内容	字幕・手話入りビデオカセットテープの貸出	なし
(b) 対象	①聴覚障害者(児)・家族 ②聴覚障害者関係団体 ③ろう学校 ④聴覚障害者(児)の入所・通所施設	
(c) 費用	無料(返却に要する費用は利用者負担)	
(d) 実施主体	(社)市身体障害者福祉団体連合会に委託	

(ケ) 視聴覚障害者の福祉

項 目	広島市	湯 来 町
a 盲ろう者通訳介助者派遣事業		
(a) 内容	重度の盲ろう者に対し、通訳及び移動支援を行える通訳介助者を派遣する。	なし
b 盲ろう者向け通訳介助者養成講座		
(a) 内容	盲ろう者福祉に熱意のある者に対し、盲ろう者向け通訳技術及び盲ろう者の介助方法など必要な知識・技術を習得させる。	なし

(コ) 施設設置状況(公営施設に限る)

項 目	広島市	湯 来 町												
a 心身障害児施設														
(a) 肢体不自由児通園施設	就学前の肢体不自由児を対象に、治療・機能訓練及び生活指導を行う。 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>定員</th><th>経営主体</th></tr> <tr> <td>二葉園</td><td>40人</td><td>(社福)広島市社会福祉事業団に委託</td></tr> <tr> <td>わかば園</td><td>20人</td><td></td></tr> </table>	施設名	定員	経営主体	二葉園	40人	(社福)広島市社会福祉事業団に委託	わかば園	20人		なし			
施設名	定員	経営主体												
二葉園	40人	(社福)広島市社会福祉事業団に委託												
わかば園	20人													
(b) 知的障害児通園施設	就学前の知的障害児を対象に、社会生活に必要な生活指導を行う。 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>定員</th><th>経営主体</th></tr> <tr> <td>育成園</td><td>30人</td><td>(社福)広島市社会福祉事業団に委託</td></tr> <tr> <td>くすのき園</td><td>30人</td><td></td></tr> <tr> <td>なぎさ園</td><td>70人</td><td></td></tr> </table>	施設名	定員	経営主体	育成園	30人	(社福)広島市社会福祉事業団に委託	くすのき園	30人		なぎさ園	70人		なし
施設名	定員	経営主体												
育成園	30人	(社福)広島市社会福祉事業団に委託												
くすのき園	30人													
なぎさ園	70人													
(c) 難聴幼児通園施設	就学前の難聴児に、社会生活に必要な聴能訓練、言語機能訓練及び生活指導を行う。 <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>定員</th><th>経営主体</th></tr> <tr> <td>山彦園</td><td>30人</td><td>(社福)広島市社会福祉事業団に委託</td></tr> </table>	施設名	定員	経営主体	山彦園	30人	(社福)広島市社会福祉事業団に委託	なし						
施設名	定員	経営主体												
山彦園	30人	(社福)広島市社会福祉事業団に委託												

項 目	広島市	湯 来 町
(d) 情緒障害児短期治療施設	情緒障害を有する児童を対象に、短期入所又は通所させ、治療を行う。 施設名 定員 経営主体 愛 育 園 入所35人 (社福) 広島市社会福祉事業団に委託 通所15人	なし
b 身体障害者施設		
(a) 身体障害者福祉センターA型	身体障害者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、機能回復訓練等のために必要な便宜を供与する。 施設名 経営主体 広島市心身障害者福祉センター (社福) 広島市社会福祉事業団に委託	なし
(b) 在宅障害者デイサービス施設	就労が困難な在宅心身障害者に対して、作業指導、機能訓練等のデｲｰビスを行い、あわせて心身障害者に社会との交流の促進等のための各種の便宜を供与する。 施設名 経営主体 広島市西部障害者デｲｰビスセンター (社福) 広島市手つなぐ育成会に委託 広島市東部障害者デｲｰビスセンター 広島市北部障害者デｲｰビスセンター (社福) 広島市社会福祉事業団に委託 広島市心身障害者福祉センター(デｲｰビス部門)	支援費制度に移行 施設名 経営主体 湯来町在宅障害者デｲｰビスセンター (社福) 湯来町社会福祉協議会
c 知的障害者施設		
(a) 知的障害者授産施設	18歳以上の知的障害者を対象に、自活に必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる。 施設名 定員 経営主体 広島市皆賀園就労支援センター 通所53人 (社福) 広島市社会福祉事業団に委託	支援費制度に移行 なし
(b) 知的障害者更生施設	18歳以上の知的障害者を対象に、更正に必要な指導及び訓練を行う。 施設名 定員 経営主体 広島市皆賀園生活支援センター 通所53人 (社福) 広島市社会福祉事業団に委託	支援費制度に移行 なし

(サ) 雇用促進

項 目	広島市	湯 来 町
a 心身障害者就労促進事業		
(a) 内容	満15歳以上の知的障害者及び身体障害者で、通所による指導になじむ者に共同作業の場を設けて、仕事を与え、技能習得訓練や生活指導を行う。	同左
(b) 事業日数	おおむね週3日以上	
(c) 作業種目	配管金具の組立、箱折り、手芸小物製作等	
(d) 事業実施方法	事業を実施する者に対する補助	共同作業場等の施設へ事業補助

項 目	広 島 市	湯 来 町
b 在宅精神障害者共同作業所通所訓練事業	P. 81 (オ)精神保健福祉 参照	同左
c 精神障害者社会適応訓練事業	P. 81 (オ)精神保健福祉 参照	同左
d 知的障害者職業自立訓練事業		
(a) 対象	現状では企業等に雇用されることが困難な知的障害者で、自力で通所可能な18歳以上の者	なし
(b) 訓練期間	原則として1年間	
(c) 事業実施方法	(社福)広島市手をつなぐ育成会に委託	
e 重度障害者雇用モデル企業の設立		
(a) 設立形態	重度身体障害者を雇用するとともに民間企業に対する障害者の雇用の意識啓発を行うため、(株)広島情報シンフォニー(第3セクター)を県・民間と共同設置	なし
(b) 事業内容	受託計算サービス、ソフトウェア開発、オンラインサービス業務等	
f 授産事業振興センターの運営		
(a) 業務内容	市内の小規模作業所、授産施設の仕事の受注や製品の販路開拓等	なし
(b) 事業実施方法	(社福)広島市手をつなぐ育成会へ委託	

(シ) 社会参加促進

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 身体障害者自動車運転免許取得費助成		
(a) 対象	広島市内に1年以上住所を有する身体障害者手帳所持者で第1種普通免許を取得した者	身体障害者手帳1～4級の所持者で第1種普通免許を取得した者
(b) 助成額	・身体障害者手帳又は療育手帳所持者は10万円を限度に費用の2/3を助成	15万円を限度に費用の2/3を助成
b 身体障害者自動車改造費助成		
(a) 対象	18歳以上の身体障害者のうち改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者 →10万円を限度に要した額を助成 上肢、下肢、体幹又は移動機能に障害を有する身体障害者手帳1～3級の者で、改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限金額を超える者 →5万円を限度に要した額の1/2を助成	①上肢、下肢及び体幹機能障害で、身体障害者手帳1～4級所持者 ②改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を越えない者 (同居し、生計を一にする家族も同様) ③限度額10万円
c 障害者福祉バス運行事業		
(a) 対象	身体障害者(児)団体等が研修、レクリエーション等各種行事に参加する場合、車いす用リフト付バスを運行する。	なし
(b) 運行台数	2台(そのうち1台は、土・日・祝日のみ)	

項 目	広 島 市	湯 来 町
d 盲導犬啓発事業		
(a) 対象	盲導犬に対する理解を広め、盲導犬使用者が公共の施設等で、自由に行動できる環境整備を行うため、市民及び宿泊施設等の従業員に対して講習会を開催する。	なし
e 障害者公共交通機関利用助成		
(a) 対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の所持者(重度障害者福祉タクシー乗車券交付対象者はどちらか選択)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び同乗する介護者
(b) 所得制限	本人の前年の所得が159万5千円(扶養親族等がある場合は、1人につき38万円加算)以下の者	なし
(c) 助成額	心身障害者: 年間 3,000円相当の利用券 精神障害者: 年間 3,000円(運賃割引のない公共交通機関の場合は 6,000円)相当の利用券	第3種生活交通路線バスの乗車運賃(定額200円)の全額
f 重度障害福祉タクシー利用助成		
(a) 対象	①身体障害者 ・視覚障害者及び内部障害者で、身体障害者手帳1、2級の所持者 ・肢体不自由者で、身体障害者手帳第一種の所持者 ・上記以外で補装具として車いすの交付を受けている者 ②知的障害 ・療育手帳④、Aの所持者 ③精神障害者 ・保健福祉手帳1級所持者	なし
(b) 助成額	年間48枚、1回の乗車につき、心身障害者は510円、精神障害者は570円を限度 (じん臓機能障害1級の人工透析治療者は年間48枚を限度として追加交付)	
(c) 所得制限	本人の前年の所得が 159万5千円(扶養親族等がある場合は、1人につき38万円加算)以下の者に支給	
g 知的障害者社会参加支援ヘルパー派遣事業		
(a) 対象	単独で外出することが困難な知的障害者	支援費制度に移行
(b) 派遣条件	・通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ・通学等の通年か長期にわたる外出等以外の目的で社会参加活動をする場合	
(c) 費用	無料(一部実費負担あり)	
h. 障害者休養施設利用助成		
(a) 対象	なし	身体障害者手帳・療育手帳の所持者
(b) 対象施設		湯来ロッジ・湯の山温泉館・クアハウス 湯の山

項 目	広 島 市	湯 来 町
(c) 助成額		湯来ロッジ・湯の山温泉館 休憩料 1人1日につき 200円 入湯料 1人1日につき 100円 クアハウス湯の山 利用料 1人1日につき 500円

(ス) 公共料金の減免等(市・町が独自に設けたもの)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 公営駐車場の減免		
(a) 対象	次の者が、自ら運転するか又は介護者の運転する車両に同乗して、市営駐車場を利用する場合 ①身体障害者手帳1、2級所持者 ②療育手帳㊿、Aの所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ④身体障害者手帳又は療育手帳所持者で、公安委員会の発行する路上駐車標章の標章所持者	なし
(b) 料金	駐車時間2時間までの駐車料金を減免	
b 公営駐輪場の減免		
(a) 対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	なし
(b) 料金	登録利用については半額 一時利用については無料	
c 水道料金・下水道使用料等の減免		
(a) 対象	1 A～Dのいずれかに該当する世帯で、要件①及び②を満たす場合 A 身体障害者手帳1級、2級又は3級の所持者のいる世帯 B 療育手帳㊿、A又は㊿の所持者のいる世帯 C 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の所持者のいる世帯 D 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、障害基礎年金(障害年金1級・2級を含む。)、特別障害者手当、経過的福祉手当又は特別児童扶養手当の受給者のいる世帯 ①障害のある者が病院や社会福祉施設に入院又は入所していないこと。 ②扶養義務者等の所得が、特別児童扶養手当制度又は広島市重度心身障害者医療費補助制度の適用を受けられる額であること。 2 社会福祉施設で次の要件を満たす場合 ・民間が運営する社会福祉施設で、入所者等が光熱水費を負担しているもの	なし

項 目	広島市	湯来町
(b) 減免額	(水道) 1か月につき ・基本料金 810円(口径13mmの場合) ・基本料金はメーター口径により異なる。 ・上記の金額に消費税を加算した額 (下水道) 1か月につき ・下水道使用料の基本料金690円 (H16.7.1～) ・上記の金額に消費税を加算した額	
d 公共施設の減免		
(a) 対象	身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等	なし
(b) 減免額	市の主な文化・スポーツ施設等について減免	
e 公営住宅等への入居		
(a) 対象	心身障害者(身体障害者手帳1～4級、戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症、同法別表第1号表の3の第1款症)、療育手帳㊤、A、㊦、精神障害者保健福祉手帳1、2級、障害基礎年金1、2級、障害厚生年金1、2級)のいる世帯に対し、公営住宅等への入居者募集において抽選率の優遇措置を行う。	なし

エ 高齢者福祉

(ア) 相談・安否の配慮

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 保健・医療・福祉総合相談窓口		
(a) 内容	保健と福祉の相談を総合的に行うために健康長寿課に設置された窓口。保健師とケースワーカーが高齢者、心身に障害のある方等の相談をともに受け、適切なサービスが提供されるよう総合調整を行う。又、各区医師会との連携によるかかりつけ協力医紹介事業、医療相談事業実施している。	事業としては実施していないが、保健・福祉に関する相談については、保健師が受け、適切なサービス提供ができるよう調整する。医療相談については、町医師会との連携により、かかりつけ医の紹介や、一般的な医療相談を実施する。
(b) 費用	無料	無料
b 相談員		
(a) 内容	8人 (各区健康長寿課に1人ずつ配置) 高齢者の生活一般のほか、老人福祉施設への入所などの相談、指導を行う老人福祉指導主事	なし
c 電話相談センター		
(a) 対象	広島市より福祉電話を貸与されたおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者	なし
(b) 内容	電話による相談や安否確認を行い、不慮の疾病や災害等の事故を未然に防止する。	
(c) 相談員数	4人	
(d) 費用	無料(フリーダイヤル)	
d ひとり暮らし老人巡回相談		
(a) 対象	なし	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯
(b) 内容		訪問による日常生活や身の上についての相談、安否の確認
(c) 相談員数		30人
(d) 費用		無料
e 福祉電話の貸与		
(a) 対象	低所得で、電話を所有していないおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ※平成16年7月から新規貸与を廃止	低所得で、電話を所有していないひとり暮らし老人等
(b) 利用者負担金	設置料: 無料(広島市が負担) 使用料: 1か月300円を超える度数料(基本料金及び1か月300円までの度数料並びに特殊機器の使用料は広島市負担) ※平成16年7月から全額貸与者負担	設置料: 無料(湯来町が負担) 使用料: 利用者負担
(c) 電話相談センターの運営	貸与された福祉電話による安否の確認や生活相談	なし
f ひとり暮らし老人緊急連絡器具の設置		

項 目	広 島 市	湯 来 町
(a) 対象	おおむね65歳以上の低所得者で、ひとり暮らしの高齢者、若しくは高齢者世帯に属し、他の者が病弱又はねたきりの者	なし
(b) 費用	無料	
(c) その他	市社会福祉協議会へ委託	
g あんしん電話の設置		
(a) 対象	おおむね65歳以上のひとり暮らしの病弱な高齢者	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等
(b) 内容	緊急通報機器により協力員や消防局へ自動的に緊急事態を通報	緊急通報機器により消防署へ自動的に緊急事態を通報し援助救助を行う
(c) 費用	原則として利用者負担(市民税非課税世帯及び生活保護世帯は機器は無料貸与、電話がない場合は電話貸与) ※平成16年7月からは市民税非課税世帯は利用料等の1割を負担	緊急通報機器は無償貸与 保守料・工事費は利用者負担
(d) その他		山県西部消防署にセンター設置
h 老人性痴呆疾患センター		
(a) 内容	老人性痴呆疾患の診断、専門的な医療相談などを行う	なし
(b) 相談場所	広島市立広島市民病院	

(イ) 医療

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 老人医療費補助		
(a) 対象	各種健康保険に加入している65歳以上70歳未満の者(平成16年10月1日以降は昭和14年10月1日以前に生まれた者とする。平成21年9月30日限りで廃止)	各種健康保険に加入している68歳以上70歳未満の者、65歳以上68歳未満でひとり暮らしと町長が認定した者
(b) 所得制限	本人の属する世帯の全員に対して市町村民税が課されていない者	本人の属する世帯員全員に対して町民税が課されていない者(町民税非課税世帯)
(c) 補助額	保険診療の自己負担額から医療費一部負担金を控除した額。(ただし、入院時の食事に係る自己負担分を除く。)	保険診療の自己負担額から老人保健法による医療費一部負担金を控除した額。(ただし、入院時の食事に係る自己負担分を除く。)

(ウ) 介護保険

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 介護保険(第1号被保険者)		
(a) 保険料(年額)		
第1段階 ・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金の受給者 で住民税世帯非課税	23,325円	20,600円
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税	34,988円	30,800円
第3段階 ・本人が住民税非課税	46,650円	41,100円

項 目		広島市	湯来町
第4段階	・本人が住民税課税で合計所得金額200万円未満	58,313円	51,400円
第5段階	・本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上	69,975円	61,700円
(b) 普通徴収の納付回数		12回	8回
(c) 介護保険料の減免		次のいずれかに該当する者 (1) 所得段階が第2段階に属する被保険者で、次の①～③に全て該当する者は、第1段階相当の保険料に減額する。 ①世帯の前年の年収が単身世帯の場合、114万円以下であること。単身世帯でない場合は、114万円に世帯員1人増えるごとに48万円を加算した額以下であること。 ②他の世帯に属する者の扶養となっていないこと。 ③世帯員全員が、活用できる資産や預貯金等(一定の要件を満たすものを除く。)をもっていないこと。 (2) 失業や入院などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少し、生活が著しく困窮している者の保険料を一部減額する。 (3) 災害により、住宅や家財に著しい被害を受けた者の保険料を免除する。 (4) 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁され、介護サービスを受けることができない者の保険料を免除する。	次のいずれかに該当する者 (1) 所得段階が第2段階に属する被保険者で、次の①～③に全て該当する者は第1段階相当の保険料に減額する。 ①世帯の前年の年収が、単身世帯の場合729,990円以下、2人世帯の場合1,086,750円以下とし、世帯員が1人増えるごとに356,760円を加算した額以下であること。 ②他の世帯に属する者の扶養となっていないこと。 ③世帯員全員が居住用以外に処分可能な土地、家屋預貯金等をもっていないこと。 (2) 死亡、入院や失業などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少した者の保険料を減額する。 (3) 災害等により住宅や家財に著しい損害を受けた者の保険料を免除する。 (4) 監獄等に拘禁され、介護サービスを受けることのできない者の保険料を免除する。
b 介護保険利用者負担額減免			
(a) 内容	要介護(要支援)状態の被保険者であって、支払能力の低い世帯に属する者について、個別具体的な事情に即して、利用者負担を免除し、又は減額する。	同左	
(b) 対象者	次のいずれかに該当する者 (1) 要介護被保険者若しくは要支援被保険者(以下、要介護被保険者等という。)又はその者が属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき (2) 主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その収入が著しく減少したとき (3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき	次のいずれかに該当する者 (1) 要介護被保険者若しくは要支援被保険者又はその者が属する世帯の生計を維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき (2) 主たる生計維持者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その収入が著しく減少したとき (3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき	

項 目		広島市	湯 来 町
		(4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき その他市長において特別の事情があると認めたとき	(4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき
	(c) 減免範囲	(1) は、給付率を100%とする。 (2) ～ (5) には給付率を95%とする。	給付率を93%～97%とする。
c 訪問介護利用者負担助成			
	(a) 内容	要介護認定を受けて、訪問介護を利用する際の利用者負担額の一部を軽減する。	同左
	(b) 対象者	次の①～③のいずれかの要件に該当する者 ①介護保険法施行前1年の間に、訪問介護の利用実績がある者のうち、その直近の訪問介護の利用の際に利用者負担が課せられていない者であって、助成の申請をする年の前年の所得税が平成12年度分から非課税である生計中心者と同一の世帯に属する者(生活保護受給世帯に属する者を含む。) ②若年の頃から障害者施策による訪問介護を利用していた者で、65歳に到達することにより、介護保険の被保険者となった者のうち、法施行前の直近の訪問介護の利用の際に利用者負担が課せられていない者であって、助成の申請をする年の前年の所得税が非課税である生計中心者と同一の世帯に属する者 ③40歳から64歳までの者で、助成の申請をする年の前年の生計中心者の所得税が非課税の世帯に属する者(生活保護受給世帯に属する者を含む。)	同左
	(c) 助成範囲	① 要した費用の100分の4に相当する額 ②③要した費用の100分の7に相当する額	同左
	(d) 期間	平成16年度末まで	同左
d 訪問入浴介護利用者負担助成			
	(a) 内容	要介護認定を受けて、訪問入浴介護を利用した場合に係る利用者負担の一部を助成する。	なし
	(b) 対象者	次の①～③の要件全てに該当する者 ①介護保険法施行日前1年の間に、市の行う施設入浴サービス若しくは訪問入浴サービス(以下、「入浴サービス」という。)を利用した実績がある者であって、その直近のサービスの利用に係る利用料を免除されていた者、又は、法の施行日以後65歳に到達し、その日前1年の間に入浴サービスを利用した実績があり、その直近のサービスの利用に係る利用料を免除されていた者若しくは65歳に到達した日前において訪問	

項 目		広島市	湯 来 町
		入浴介護を利用していた者 ②助成の申請をする年度に、利用者 本人と生計中心者の市民税がい ずれも非課税である者 ③生活保護法の被保護者でない者	
	(c) 助成範囲	要した費用の100分の4に相当する額	
	(d) 期間	平成16年度末まで	
e 福祉用具貸与利用者負担助成			
	(a) 内容	要介護認定を受けて福祉用具貸与を 利用した場合に係る利用者負担の一 部を助成	なし
	(b) 対象者	次の①～③の要件全てに該当する者 ①介護保険法施行日前1年の間に、 市の行う高齢者日常生活用具給付 等事業による日常生活用具の貸与 を利用した実績のある者であって、 法の施行日前における直近の日常 生活用具の貸与の利用に係る費用 の負担がなかった者 ②助成の申請をする年の前年の所得 税が平成12年分から非課税である 生計中心者と同一の世帯に属する 者 ③生活保護法の被保護者でない者	
	(c) 助成範囲	要した費用の100分の4に相当する額	
	(d) 期間	平成16年度末まで	
f 介護保険支給限度額超過利用生 活困窮者負担助成			
	(a) 内容	難病や痴呆により支給限度額を超える 介護サービスを利用する必要があると 認められる、次のいずれかに該当する 者のうち、当該者の属する世帯の全員 が介護保険料を滞納しておらず、一定 の疾病等の要件を満たしている者に、 支給限度額を超えるサービスの利用に 要した費用の一部を助成する。 (1) 居宅要介護被保険者のうち、生活 保護法に規定する被保護者でない 者であって、次のいずれにも 該当するもの ①市町村民税非課税世帯 ②原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律に規定する介護手当 が支給されていないこと。 (2) 被保護者のうち、介護扶助を受給 している者であって、次のい ずれにも該当するもの ①生活扶助に係る障害者加算他人介 護料の算定がされていないこと。 ②原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律に規定する介護手当 が支給されていないこと。	なし
	(b) 助成対象サービス	(1) 訪問介護、訪問看護、訪問リハビ リテーション、通所介護、通所リ ハビリテーション (2) 訪問介護に相当すると認められる サービスで、居宅サービス計画 に位置付けられているもの	

項 目	広 島 市	湯 来 町																				
(c) 助成範囲	(1) 居宅要介護被保険者 支給限度額を超えるサービスの利用に要した費用の2分の1に相当する額(上限2万5千円) (2) 被保護者 支給限度額を超えるサービスの利用に要した費用に相当する額(上限2万5千円)																					
g 社会福祉法人等による介護保険利用者負担減免措置助成																						
(a) 内容	市民税が非課税の世帯に属する次の①又は②に該当する者(生活保護を受給している者は除く。)が社会福祉法人等の提供する介護サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム)を利用する場合、利用者負担を次のとおり減額する。 <table><tr><th>対象となるサービス</th><th>減 額 内 容</th></tr><tr><td>訪問介護(ホームヘルプサービス)</td><td>介護費の利用者負担額を2分の1に減額</td></tr><tr><td>通所介護(デイサービス)</td><td>介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額</td></tr><tr><td>短期入所生活介護(ショートステイ)</td><td>介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額</td></tr><tr><td>特別養護老人ホームのサービス</td><td>介護費の利用者負担額、食事の標準負担、日常生活費(月額6,000円まで)を2分の1に減額 ※平成23年3月31日以前からの入所者は、日常生活費のみが対象</td></tr></table> <対象者> ① 老齢福祉年金受給者 ② 世帯の収入が年間114万円(単身世帯の場合、世帯員1人増えるごとに48万円を加算した額)以下で、扶養を受けておらず、活用できる資産を有しない者	対象となるサービス	減 額 内 容	訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護費の利用者負担額を2分の1に減額	通所介護(デイサービス)	介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額	短期入所生活介護(ショートステイ)	介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額	特別養護老人ホームのサービス	介護費の利用者負担額、食事の標準負担、日常生活費(月額6,000円まで)を2分の1に減額 ※平成23年3月31日以前からの入所者は、日常生活費のみが対象	町民税が非課税の世帯に属する次の①又は②に該当する者(生活保護を受給している者は除く。)が社会福祉法人等の提供する介護サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム)を利用する場合、利用者負担を次のとおり減額する。 <table><tr><th>対象となるサービス</th><th>減 額 内 容</th></tr><tr><td>訪問介護(ホームヘルプサービス)</td><td>介護費の利用者負担額を2分の1に減額</td></tr><tr><td>通所介護(デイサービス)</td><td>介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額</td></tr><tr><td>短期入所生活介護(ショートステイ)</td><td>介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額</td></tr><tr><td>特別養護老人ホームのサービス</td><td>介護費の利用者負担額、食事の標準負担、日常生活費(月額6,000円まで)を2分の1に減額 ※平成23年3月31日以前からの入所者は、日常生活費のみが対象</td></tr></table> <対象者> ① 老齢福祉年金受給者 ② 世帯の収入が年間73万円(単身世帯の場合、世帯員1人増えるごとに36万円を加算した額)以下で、扶養を受けておらず、活用できる資産を有しない者 ※特別地域加算が行われる訪問介護に係る利用者負担減額措置助成あり。	対象となるサービス	減 額 内 容	訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護費の利用者負担額を2分の1に減額	通所介護(デイサービス)	介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額	短期入所生活介護(ショートステイ)	介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額	特別養護老人ホームのサービス	介護費の利用者負担額、食事の標準負担、日常生活費(月額6,000円まで)を2分の1に減額 ※平成23年3月31日以前からの入所者は、日常生活費のみが対象
対象となるサービス	減 額 内 容																					
訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護費の利用者負担額を2分の1に減額																					
通所介護(デイサービス)	介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額																					
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額																					
特別養護老人ホームのサービス	介護費の利用者負担額、食事の標準負担、日常生活費(月額6,000円まで)を2分の1に減額 ※平成23年3月31日以前からの入所者は、日常生活費のみが対象																					
対象となるサービス	減 額 内 容																					
訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護費の利用者負担額を2分の1に減額																					
通所介護(デイサービス)	介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額																					
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護費の利用者負担額と食材料費を2分の1に減額																					
特別養護老人ホームのサービス	介護費の利用者負担額、食事の標準負担、日常生活費(月額6,000円まで)を2分の1に減額 ※平成23年3月31日以前からの入所者は、日常生活費のみが対象																					

(エ) 手当等

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 敬老金		
(a) 対象	88・100歳以上の者	88・99歳以上の者
(b) 支給額	88歳 年額 10,000円 100歳以上 年額 30,000円	88歳 年額 10,000円 99歳以上 年額 30,000円
b 敬老記念品		
(a) 内容	高齢者に対し、その長寿を祝福して敬意を表するため、敬老記念品を贈呈する。 90歳到達者(年度内) カタログギフト 100歳到達者(〃) 銅蟲花瓶・額入市長祝状 101歳以上到達者(〃) カタログギフト	高齢者に対し、その長寿を祝福して敬意を表するため、敬老記念品を贈呈する。 90歳到着者(年内) 記念写真 80歳以上の夫婦(年内に年齢の少ない方が80歳到着) 記念写真

項 目	広 島 市	湯 来 町
c 家族介護慰労金		
(a) 対象者	次の全てに該当する者を、在宅で主として介護している家族の者 ①65歳以上の高齢者、40～64歳の介護保険サービスが利用できる特定疾病に該当する者 ②市民税非課税世帯に属している者 ③1年間継続して、介護保険の要介護4・5と認定されているか、又は4・5相当と認められる者 ④1年間継続して介護保険サービスを利用していない者	要介護4又は5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者であって過去1年間介護保険サービスを受けなかった者を介護している家族
(b) 支給額	10万円	同左
d 高齢者福祉給付金		
(a) 対象	市に住民登録又は外国人登録を行っている者で、国民年金制度上、受給資格を得ることができなかった70歳以上の外国人、帰国者等	なし
(b) 支給額	月額 12,000円 年4回支給	

(オ) 住宅改造費の補助・貸付

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 高齢者住宅整備資金貸付		
(a) 対象者	①～③のすべてに該当する者 ①同様の貸付を受けていない者 ②60歳以上の高齢者と同居し、又は同居しようとしており、高齢者専用の部屋等が必要である者 ③自力で増改築、改造を行うことは困難であるが、貸付金を償還する能力を有する者	なし
(b) 所得制限	前年の所得が 628万7千円(扶養親族等が1人いる場合は 653万6千円、2人以上いる場合は 653万6千円に2人目からの1人につき21万3千円を加算)未満の者に貸付	
(c) 貸付限度額等	貸付限度額300万円(最低10万円)	
(d) 貸付利率	年3%を上限に変動	
(e) 償還方法	据置期間6か月以内 据置期間終了後9年6か月以内の元利均等償還(年賦、半年賦、月賦)	
b 高齢者住宅改造費補助		
(a) 対象	65歳以上の介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている者	なし
(b) 所得制限	生計中心者の前年所得税課税年額が14万円以内の者に支給	
(c) 補助限度額	補助対象額(改造工事費(上限80万円)から介護保険の住宅改修費支給対象額を控除した額)に次の補助率を乗じた額 ・生活保護受給世帯 補助基準額の5/5 ・所得税非課税世帯 補助基準額の3/5 ・その他の世帯 補助基準額の2/5	

(カ) 在宅サービス

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 家事援助サービス(すこやかサービス事業)		
(a) 対象者	おおむね65歳以上の者(介護保険との併用可) その他の対象者 ・年齢を問わず障害のある者 ・母子・父子家庭の児童 ・産前・産後の者 ・病院退院後の者 ・その他(財)広島市福祉サービス公社が特に認めた者	介護保険要介護認定で自立と認定されたひとりぐらし等の高齢者
(b) 内容	(財)広島市福祉サービス公社の自主事業として、市民の参加と協力を得て、低廉な料金で家事援助などの訪問介護の提供等を行う。	家事(調理、洗濯、掃除等)のサービス
(c) ホームヘルパー	市民(会員登録者)	社会福祉協議会委託
(d) 費用	1時間あたり840円及び協力会員がサービスを実施するための交通費	所得に応じ、200円～
b 生活指導短期宿泊		
(a) 内容	要支援、要介護状態になることを予防するため、養護老人ホーム等に短期間宿泊し、生活習慣等を習得する。	なし
(b) 対象	65歳以上の自立相当の方で、身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障のある方	
(c) 期間	1回7日以内で、1年間に14日を限度とする。	
(d) 費用	1日 1,070円(生活保護世帯は無料)	
c 配食サービス		
(a) 対象	おおむね65歳以上の高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯に属し、食事の調理が困難な虚弱な者	65歳以上の高齢者のみの世帯で食事の調理が困難な者
(b) 内容	栄養のバランスのとれた食事を調理し訪問により定期的に提供するとともに、安否の確認をする。 ※複数の事業者の中から希望の事業者を選択することができる。	栄養のバランスのとれた食事を調理し訪問により定期的に提供するとともに、安否の確認をする。
(c) 回数	週5日(1日1食)	週6食以内(1日1食)
(d) 費用	1食400円	1食400円
(e) その他	民間委託	町社会福祉協議会に委託
d 在宅介護支援センター事業		
(a) 対象	要介護高齢者及び要支援となるおそれのある高齢者並びにその家族等	要介護高齢者及び要支援となるおそれのある高齢者並びにその家族等
(b) 内容	①地域型在宅介護支援センター 24時間体制で、在宅高齢者の介護相談、各種保健福祉サービスの紹介等を行う。 ②基幹型在宅介護支援センター 地域型在宅介護支援センターと連携して、総合的な相談対応や地域ケア会議等を開催する。	地域型在宅介護支援センター 24時間体制で、在宅高齢者の介護相談、各種保健福祉サービスの紹介等を行う。
(c) 費用	無料	無料

項 目		広 島 市	湯 来 町
	(d) その他	①地域型在宅介護支援センター 市内39か所に委託(社会福祉法人等に委託) ②基幹型在宅介護支援センター 市内8か所に直営(各区総合相談窓口を設置)	町内2ヶ所(社会福祉法人等に委託)
e 寝具の洗濯乾燥・消毒			
	(a) 対象	①②のいずれかに該当する在宅の者 ①要支援・要介護認定を受けた者で生活保護を受給している者、又は生計中心者の市民税が非課税である世帯に属する者 ②おおむね65歳以上でひとり暮らしの生活保護世帯	なし
	(b) 内容	工場にて丸洗い及び高熱乾燥消毒	
	(c) 費用	無料	
	(d) その他	民間委託。利用は、1人年1回	
f ふれあい・いきいきサロン事業		ふれあい・いきいきサロン推進調整事業(地区社会福祉協議会が実施)	ふれあい・いきいきサロン事業(町社会福祉協議会が実施)
	(a) 対象	高齢者等の地域参加・ふれあいを高める活動として、小地域で自主的に運営するサロンの立ち上げ支援と連絡調整を行う。(サロン立ち上げ時の助成あり)	家に引きこもりがちな在宅高齢者・障害者
	(b) 内容	サロンの立ち上げ支援と連絡調整を行う。	昼食をはさんでのレクリエーションや、創作活動、健康相談19か所
	(c) 利用料	(サロン立ち上げ時の助成あり) サロンの内容、利用料は、各サロンにより異なる。	実費負担
g 高齢者日常生活用具給付事業			
	(a) 対象	市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどの高齢者	町内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどの高齢者
	(b) 内容	給付品目 ・自動消火器 ・火災警報機 ・電磁調理器	給付品目 ・火災報知器 ・自動消火器 ・電磁調理器
	(c) 費用	生計中心者の所得税額により負担	生計中心者の所得税額により負担
h 家族介護用品支給事業			
	(a) 対象	市内に住所を有し、介護保険の要介護認定で要介護4又は5と認定された65歳以上、市民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族	町内に住所を有し、介護保険の要介護認定で要介護4又は5と認定された65歳以上、町民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している家族
	(b) 内容	介護用品の支給(委託先の事業者が利用者宅へ紙おむつ、尿取りパッドを配達)	介護用品代の支給(紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等)
	(c) 費用	1月あたり 6,250円限度	1月あたり 6,250円限度
i 移送サービス			町社会福祉協議会に委託
	(a) 対象	なし	車いす使用者で一般の交通手段を利用する事が困難な者
	(b) 内容		リフト付き乗用車を運行
	(c) 利用料		無料(運行に係る経費は利用者負担)
j ねたきり高齢者施設入浴サービス			
	(a) 対象者	平成11年度において、施設入浴サービスを受けており要介護4又は5の認定を受けたが介護保険の施設入浴サービスを受けることができない方	なし
	(b) 内容	市内の特別養護老人ホームの特殊浴槽で入浴する。	
	(c) 利用料	1回230円(送迎ありは 320円) 生活保護世帯は無料	

項 目	広 島 市	湯 来 町
k 成年後見制度利用支援事業		
(a) 内容	身寄りのない高齢者が判断能力が不十分であるため財産の管理ができない場合などに、本人保護のため、財産などの管理を代わりに行う「成年後見人」選任の申し立てを市長が家庭裁判所に行う。	なし
l 生きがい活動通所支援事業		
(a) 対象者	60歳以上のひとりぐらし高齢者等で、要介護状態になるおそれのある者	比較的元気な60歳以上のひとりぐらし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者
(b) 内容	在宅高齢者に対し、通所により、高齢者軽スポーツ、趣味活動、昼食の提供などを行い要介護状態等になることを予防する。(介護保険の通所介護事業所へ委託して実施)	通所の方法により教育・趣味・文化・創作・スポーツ活動・昼食の提供などを行い、生きがいと社会参加の促進を行う。
(c) 回数	1回/週	2～3回/月
(d) 費用	700円/回	800円/回 入浴は別途100円
o 生活援助員派遣事業		
(a) 対象者	高齢者世話付住宅の入居者	なし
(b) 内容	高齢者世話付住宅に生活援助員を派遣して、生活指導、相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを行う。	
(c) 利用料	所得に応じて、無料～4,900円	

(キ) 老人ホーム

項 目	広 島 市	湯 来 町	備 考
a 養護老人ホーム	市内 8施設 (民間 8)	なし	65歳(特別な事情がある場合は60歳)以上で、身体上・精神上・環境上及び経済上の理由により、居宅で養護を受けることが困難な者が入所し養護を受ける施設
b 特別養護老人ホーム	市内 42施設 (民間 42)	町内 1施設 (民間 1)	身体上又は精神上著しい障害があるため、常時介護が必要であるにもかかわらず、居宅でこれを受けることが困難な高齢者で介護保険の要介護認定を受けた者が入所し養護を受ける施設
c 軽費老人ホーム	A型 市内 2施設 (民間 2)	なし	60歳以上の健康な高齢者のうち、収入がおおむね400万円以下の者で、身寄りのない者、又は家庭の事情等で家族と同居できない者が利用できる施設
	ケアハウス 市内 7施設 (民間 7)	なし	60歳以上の者で、自炊できない程度に身体機能が低下した者、又は高齢により独立して生活することに不安な者が利用できる施設
d 有料老人ホーム	市内 6施設 (民間 6) 〔平成15年10月21日 現在〕	なし	常時10人以上の高齢者が入所し、給食等日常生活上必要なサービスを受ける施設 (※老人福祉法上の老人福祉施設ではない。)

(ク) 社会参加の促進

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 老人クラブ		
(a) クラブ数	885クラブ (会員数66,393人) (H15. 3. 31現在)	16クラブ (会員数1,178人) (H15.3.31現在)
(b) 運営費補助	・市老人クラブ連合会に対して補助 活動事業等に対し、予算の範囲内 で補助 58,526,000円 (平成16年度予算) ・単位老人クラブに対して補助 月額:3,240円	・老人クラブ連合会に対して補助
(c) 高齢者の生きがい活動 に対する助成等	・サークル活動 文化・スポーツ等のサークル活動を 行っているクラブに対し、正会員20 人につき10,000円を補助。ただし正 会員数が180人を超える場合は、正 会員数20人につき9,000円 (注)正会員とは、サークルに加入し ている正会員	なし
b 高齢者公共交通機関利用助成		
(a) 対象	毎年9月1日現在、市内に住所を有す る70歳以上の者	町内に住所を有する70歳以上の者
(b) 内容	高齢者の社会参加を促進するため、 6,000円の範囲内での市内バス・電車 等の利用券を交付	第3種生活交通路線バスの乗車運賃 (定額200円) の半額を助成
(c) 所得制限	本人の前年の所得が 1,595,000円以 下 (扶養親族等がいる場合1人につき 38万円等を加算)	なし
c 老人休養施設利用助成		
(a) 対象	なし	65歳以上の者
(b) 対象施設		湯来ロッジ・湯の山温泉館・クアハウス 湯の山
(c) 助成額		湯来ロッジ・湯の山温泉館 休憩料 1人1日につき 200円 入湯料 1人1日につき 100円 クアハウス湯の山 利用料 1人1日につき 500円
d 高齢者の生きがいづくり等の推 進団体		
(a) 名称	(財) 広島市ひと・まちネットワークの 「高齢者の社会参加促進事業」補助	なし
(b) 事業内容	高齢者の文化・スポーツ活動等の振 興、各層各分野への意識啓発等を行 い、高齢者の社会参加を促進する ①全国健康福祉祭(ねんりんピック) 参加 ②高齢者サークル活動活性化事業 ③高齢者作品展開催	

(ケ) 社会参加施設等 (公設施設のみ)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 老人デイサービスセンター		
(a) 個所数	なし	1か所(サンピアゆきデイサービスセンター)
(b) 対象		おおむね60歳以上
(c) 使用料		800円 (基本料)
b 老人福祉センター		
(a) 個所数	3か所	なし
(b) 対象	60歳以上の者	

項 目	広島市	湯来町
(c) 使用料	無料	
c 老人いきいの家		
(a) 個所数	17か所	なし
(b) 対象	60歳以上の者	
(c) 使用料	無料	
d 老人集会所		
(a) 個所数	30か所	7か所
(b) 対象	60歳以上の者	町民
(c) 使用料	無料	無料
e 老人集会施設		
(a) 個所数	62か所	なし
f 老人運動広場		
(a) 個所数	100か所	なし

(ロ) 職業相談・雇用促進

項 目	広島市	湯来町
a シルバー人材センター等	広島市シルバー人材センター	湯来町高齢者能力活用協会
(a) 対象	60歳以上の者	60歳以上の者
(b) 内容	臨時・短期的仕事またはその他の軽易な仕事の受注、提供、就業に関する情報収集・提供、相談等	臨時・短期的仕事の紹介、就業に関する情報収集・提供、相談等
(c) 組織体制	本部1、支部1、出張所2	本部1、作業所1
(d) 費用	年会費 1,000円	年会費 500円
b 高齢者の就職相談機関		
(a) 名称	広島市高年齢者職業相談室	なし
(b) 対象	55歳以上の者	
(c) 内容	職業紹介、職業相談、自己検索システム等による求人情報の提供、インターネットによる各種情報サービスの提供	

(サ) 公共料金の減免等(市・町が独自に設けたもののみ)

項 目	広島市	湯来町
a 水道料金・下水道使用料等の減免		
(a) 対象	介護保険要介護4又は5の認定を受けている65歳以上の者のいる世帯で、①及び②の要件を満たす場合 ①寝たきり高齢者等が病院や社会福祉施設に入院又は入所していないこと。 ②本人及び扶養義務者等の所得が、老齢福祉年金制度の適用を受けられる額であること。	なし
(b) 減免額	(水道) 1か月につき ・基本料金 810円(口径13mmの場合) ・基本料金はメーター口径により異なる。 ・上記の金額に消費税を加算した額 (下水道) 1か月につき ・下水道使用料の基本料金 690円(H16.7.1～) ・上記の金額に消費税を加算した額	
b 公共施設等の減免		

項 目		広島市	湯来町
	(a) 対象	健康手帳所持者(65歳以上の者)	なし
	(b) 対象施設	市の主な文化・スポーツ施設等について利用料を免除(一部施設について限定あり)	
c	公営住宅等への入居		
	(a) 内容	高齢者世帯に対し、公営住宅等の入居者募集において抽選率の優遇措置を行う。	なし

オ 生活保護・低所得者福祉

(ア) 医療

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 助産援助		
(a) 対象	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦	なし
(b) 内容	出産に要する費用(生活保護法の出産扶助基準の範囲内) ただし、本人が国保等の社会保険制度に加入している場合は、その保険における出産一時金を全額控除する。	

(イ) 手当

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 生活保護世帯等援護見舞金		県が実施「緊急生活安定給付金」 生活保護世帯(施設入所者を除く。) (夏季のみ) 1世帯 2,000円 1人増すごとに500円加算 (上限 7,000円)
(a) 対象	なし	
(b) 支給額		
b 保育園入園支度金		
(a) 対象	生活保護世帯、前年度市町村民税非課税世帯であって、前年分(1月～3月までの間においては前々年分)の所得の非課税世帯	なし
(b) 支給額	1人につき 3,000円	

(ウ) 公共料金の減免等(市・町が独自に設けたもののみ)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 水道料金・下水道使用料等の減免		
(a) 対象	生活保護を受けている世帯で、次の要件を満たす場合 ・居宅世帯であること。	(水道) ①慈善又はこれに類する事業の経営者 ②貧困のため負担に耐えないと認められる者 ③その他特別の理由があると認められる者 (下水道) 町長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。
(b) 減免額	(水道) 1か月につき ・基本料金 810円(口径13mmの場合) ・基本料金はメーター口径により異なる。 ・上記の金額に消費税を加算した額 (下水道) 1か月につき ・下水道使用料の基本料金 690円(H16.7.1～) ・上記の金額に消費税を加算した額	(水道) ・納付しなければならない料金、手数料、その他の費用の軽減又は免除 (下水道) ・使用料及び占用料の減額又は免除

項 目	広島市	湯 来 町
b 公営住宅等家賃の減免		
(a) 対象	生活保護を受けているときや収入が著しく低額となったことなどで、家賃の納付が著しく困難であると認められる入居者	①入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 ②入居者又は同居者が疾病にかかったとき。 ③入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 ④その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。
(b) 減免額	・生活保護の場合：家賃が住宅扶助限度額を超えるときは当該超える額 ・その他：原則として10～70%軽減	・家賃の減免又は徴収の猶予
c 公立高等学校授業料の減免	広島市及び県が実施	県が実施
(a) 対象	公立高等学校に通学する者のうち、生活保護世帯や生活困窮世帯、一定の所得のない世帯に属する者など	
(b) 減免額	・生活保護世帯：全額 ・その他：所得等により全額、5割、3割を減免	
d 公・私立幼稚園授業料の補助		
(a) 内容等	公立：生活保護世帯は全額免除 私立：(8)教育 ア学校教育 (オ)私学助成 a私立幼稚園就園奨励費補助のとおりに(P137)	私立：(8)教育 ア学校教育 (オ)私学助成 a私立幼稚園就園奨励費補助のとおりに(P137)
e 証明・閲覧手数料		
(a) 対象	生活保護世帯及びこれらに準ずる世帯	なし
(b) 減免額	免除	
f 検査、審査、許可申請、認定申請、登録などの手数料		
(a) 対象	生活保護世帯	なし
(b) 減免額	各種手数料により相違	
g し尿収集手数料		
(a) 対象	生活保護世帯(生活保護法第11条第1項各号に該当する世帯)	なし
(b) 減免額	処理手数料の1/2	
h 大型ごみ収集運搬手数料		
(a) 対象	生活保護世帯(生活保護法第11条第1項各号に該当する世帯)	なし
(b) 減免額	年度内3個までの手数料を全額免除	

カ 国民健康保険

(ア) 保険料(税)(平成 15 年度)

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 保険料(税) 率		
(a) 名称	保険料	保険税
(b) 所得割	当該年度市民税所得割額の 医療分 687/100 介護分 94/100	地方税法第 314 条の 2 第 1 項の総所得金額及び山林所得金額の合計額から町民税基礎控除相当額を控除した金額の 医療分 4.8/100 介護分 0.99/100
(c) 資産割	なし	当該年度固定資産税額のうち、土地家屋に係る額の 医療分 25/100 介護分 6/100
(d) 均等割 (加入者 1 人につき)	医療分 22,132 円 介護分 5,139 円	医療分 19,000 円 介護分 6,500 円
(e) 平等割 (1 世帯につき)	医療分 12,899 円 介護分 2,260 円	医療分 19,000 円 介護分 6,500 円
b 最高限度額	医療分 520,000 円 介護分 80,000 円	医療分 530,000 円 介護分 80,000 円
c 納期	10 期	8 期

(イ) 保険給付の内容

項 目		広 島 市		湯 来 町	
a 給付の種類					
(a) 療養の給付		①～④に要した費用の 7 割を給付 ただし、3歳未満児は 8 割、70 歳以上は 9 割（一定以上所得者は 8 割） ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療 ④病院又は診療所への収容、看護及び移送		同左	
(b) 入院時食事療養費		療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について標準負担額を除いた額を支給 70 歳未満 (単位:円／日)		同左	
		区 分		金額	
		市 民 税 課 税 世 帯		780	
市民税 非課税 世帯等		過去 12 か 月の入院 日数	90 日以下	650	
			90 日超	500	
		70 歳以上（老人保健適用者を除く。）（単位:円／日）			
		区 分		金額	
		市 民 税 課 税 世 帯		780	
市民税 非課税 世帯等		低所 得Ⅱ	過去 12 か月の入 院日数	90 日以下	650
				90 日超	500
		低所得Ⅰ		300	
		※1 低所得Ⅱとは、世帯主及び国民健康保険被保険者全員が、市民税非課税の世帯 2 低所得Ⅰとは、低所得Ⅱの世帯で、世帯の各所得が、必要経費・控除（年金所得は 65 万円で控除）を差し引いたときに 0 円になる世帯			

項 目	広 島 市	湯 来 町		
(c) 高額療養費	1か月の一部負担金の額が課税区分等に応じ、次表の額を超えた場合、超えた部分を支給 70 歳未満	同左		
	区 分		自己負担限度額	
	上位所得		139,800 円＋医療費総額が 466,000 円を超えた場合を超えた部分の 1% (77,700 円)	
	課税一般		72,300 円＋医療費総額が 241,000 円を超えた場合を超えた部分の 1% (40,200 円)	
	市民税 非課税 世帯等		35,400 円 (24,600 円)	
	70 歳以上 (老人保健適用者を除く。)			
	区 分		自己負担限度額	
			外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)
	一定以上所得		40,200 円	72,300 円＋医療費総額が 361,500 円を超えた場合を超えた部分の 1% (40,200 円)
	課税一般		12,000 円	40,200 円
市民税 非課税 世帯等	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
	低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円	
	＊()内は過去 12 か月以内に 4 回以上高額療養費の支給があった場合 (70 歳以上・外来による支給を除く) の 4 回目以降の限度額			
(d) その他の保険給付	①出産育児一時金 300,000 円 ②葬祭費 40,000 円	①出産育児一時金 330,000 円 ②葬祭費 30,000 円		
b 一部負担金の割合	①3 歳未満児 2 割 ②3 歳以上 70 歳未満の人 3 割 ③昭和7年 10 月 1 日以降に生まれた 70 歳以上の人 (老人保健対象者を除く) 1 割 (一定以上所得者は 2 割)	同左		

(ウ) 保健事業の内容

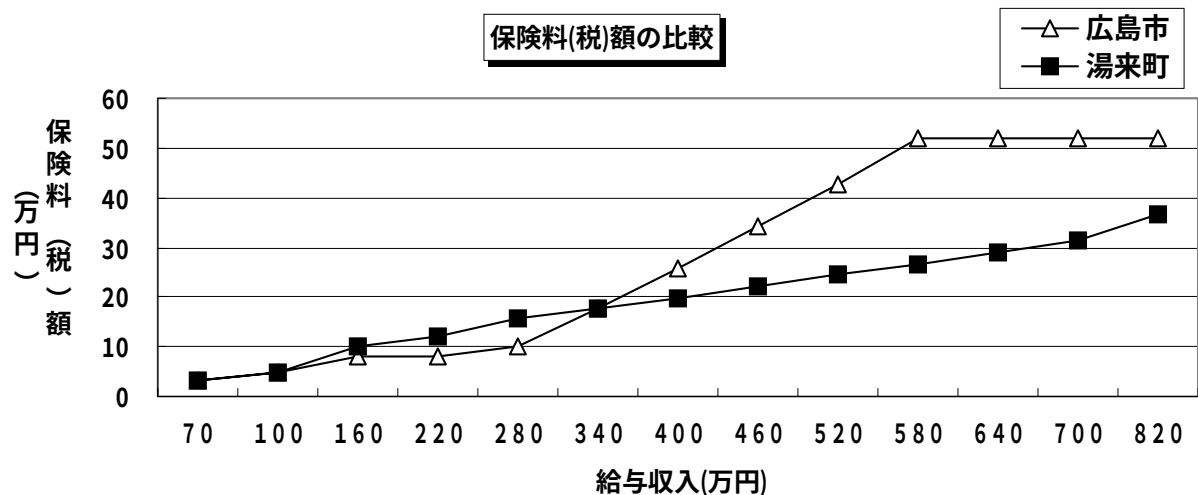
項 目	広 島 市	湯 来 町
a 人間ドックの助成		
(a) 対象者	当該年度中に 40 歳、45 歳、50 歳、55 歳になる被保険者で、前年度の保険料を完納している世帯に属する人	前年度までの保険料を完納している世帯に属する被保険者
(b) 助成額	検診料金の 7 割	検診料金の半額 (限度額 2 万円)
b はり、きゅう施術費支給		
(a) 支給額	1 回につき 700 円 年 (4 月～翌年 3 月) 1 人 35 回まで	なし
c 休養施設利用の助成		
(a) 対象者	なし	被保険者資格証明書交付対象者を除く被保険者
(b) 対象施設		湯来ロッジ・湯の山温泉館・クアハウス湯の山
(c) 助成額		次の額に保険給付割合を乗じて得た額 湯来ロッジ・湯の山温泉館 入湯料 1 人 1 日 650 円 クアハウス湯の山 利用料 1 人 1 日 1,500 円

項 目	広 島 市	湯 来 町
d 日常生活用具の貸与		
(a) 対象者	なし	被保険者
(b) 用具・貸出期間		特殊ベッド 1年以内 特殊マット 1年以内 床ずれ防止用マット 1年以内 車椅子 6か月以内

【保険料 (税)算定例】 (平成 15 年度ベース)

夫婦と子 1 人の 3 人世帯で、
所得者は世帯主のみとし、
配偶者特別控除(33 万円)
の適用を受けるものとした。
また、固定資産税額は
42,000 円とした。

保 険 料 (税) 額		
給与収入 (給与所得金額)	広 島 市	湯 来 町
70 万円 (5 万円)	31,715 円	33,300 円
100 万円 (35 万円)	47,576 円	49,400 円
160 万円 (95 万円)	79,295 円	101,000 円
220 万円 (136 万円)	79,295 円	120,700 円
280 万円 (178 万円)	101,966 円	156,100 円
340 万円 (220 万円)	175,475 円	176,200 円
400 万円 (266 万円)	256,541 円	198,300 円
460 万円 (314 万円)	340,355 円	221,300 円
520 万円 (362 万円)	424,856 円	244,400 円
580 万円 (410 万円)	520,000 円	267,400 円
640 万円 (458 万円)	520,000 円	290,500 円
700 万円 (510 万円)	520,000 円	315,400 円
820 万円 (618 万円)	520,000 円	367,300 円



キ 青少年健全育成

(注) 青少年教育関係については記載していない。

(ア) 自主的活動と社会参加の促進

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 青少年健全育成関係団体への事業助成		
(a) 青少年健全育成連絡協議会	広島市青少年健全育成連絡協議会	青少年健全育成湯来町民会議
・ 内容	地域ぐるみで青少年の健全育成活動を推進するため、地区の青少年関係機関、団体との連携を図る。	家庭・学校・地域が連携し、それぞれの持つ教育力の重要性を認識し、広く町民の総意を結集し、青少年の健全育成を図る。
・ 設置単位	小学校区単位	町
・ 団体数	134 (平成16年4月1日現在)	1
・ 補助額	年間1団体当たり8万1千円	年間23万円
(b) 母親クラブ	地域活動連絡協議会	
・ 内容	家庭児童の健全育成を図るため、児童館と連携を取りながら活動する。	なし
・ 設置単位	児童館を中心に活動	
・ 団体数	87	
・ 補助額	年間1団体当たり 18万9千円	
b 各種イベント・教室等の開催		
(a) 内容	各種教室等の開催 ・ こども文化科学館、少年自然の家、青少年センター等の青少年関係施設や公民館において、青少年対象の各種教室等を開催	なし

(イ) 健全な社会環境づくりの推進

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 意識啓発等		
(a) 内容	① 青少年によい環境をあたえる運動 ・ 運動期間 7月1日～31日 ・ 内容 街頭パレード、親子のふれあいのつどい、講演会など ② 青少年健全育成市民大会の開催 ・ 内容 青少年健全育成功労者等市長表彰、講演会の開催等	① 青少年健全育成啓発事業 ・ 講演会の開催 ② あいさつ運動 ・ 7月と11月 年2回 ・ 町内の保育園、幼稚園、小・中・高校を訪問し、声かけと啓発のお話し
b 青少年指導員		
(a) 設置基準・人数	小学校区を単位に設置800人 (H16.3.1現在) 情報担当青少年指導員100人 (デパート、スーパー)	なし
(b) 活動内容	① 地区補導 (地域環境の点検・浄化活動) ② 特別街頭補導	
c 青少年総合相談センター		
(a) 設置場所	市役所北庁舎別館内	なし
(b) 事業内容	① 街頭補導 ② 青少年相談、いじめ110番、暴走族加入防止・離脱相談、障害児教育相談(電話・面接)	
(c) 相談費用	無料	

項 目	広島市	湯来町
d 留守家庭子ども会		
(a) 施設数	131 施設 (H15.5.1現在)	1施設
(b) 対象	1～3年生を対象に1施設 40人程度	1～3年生を対象に1施設 40人程度
(c) 時間	原則として正午～午後5時30分	原則として下校時～午後6時
(d) 費用	無料	3,150円/月 おやつ代1,000円
(e) 実施場所	児童館内 99施設 プレハブ教室 20施設 小学校空き教室等 12施設 (空き教室11、その他1)	小学校空き教室 1施設

(ウ) 国際交流の促進

項 目	広島市	湯来町
a 外国青少年受入れ事業		
(a) 内容	姉妹・友好都市の青少年と交流	なし
b 海外派遣事業		
(a) 内容	アジア競技大会開催都市間での青少年交流のため青少年を派遣	「湯来町ふるさとづくり人材育成事業 湯来町青少年研修事業 ・ホームステイ

(エ) 施設等整備 (青少年教育関係施設を除く。)

項 目	広島市	湯来町
a 児童館		
(a) 施設数	101施設	なし
(b) 施設設置基準	小学校区1館設置	
(c) 規模	延床面積:約195～380㎡	
(d) 開館時間	原則として正午～午後6時	
(e) 休館日	祝日、毎月第1・3日曜日、年末年始、8月6日	
b 勤労青少年ホーム		
(a) 設置数	3館 ①中央勤労青少年ホーム ②安佐勤労青少年ホーム 夜間照明付き運動場を併設 ③佐伯勤労青少年ホーム 夜間照明付き運動場を併設	なし
(b) 対象	市内に在住又は在勤する15歳以上30歳以下の勤労青少年	
(c) 事業内容	青少年に対し、各種相談指導を行うとともに、レクリエーション、クラブ活動の場を提供	
(d) 開館時間	午前 9時～午後 9時	
(e) 休館日	祝日、年末年始、8月6日、毎週日曜日 (佐伯ホームは火曜日)	
c ちびっこ広場	(H15.4.1現在)	
(a) 設置数	広島市設置分(公有空閑地) 151か所 社会福祉協議会設置分(民有地) 69か所	なし
(b) 内容等	都市公園等の遊び場の少ない地域に公有空閑地、民有地を借り上げ設置	
d 子ども110番の家・地域安全協力の家(こども・女性110番の家)		
(a) 設置数	9,472か所 (H15.8.31現在)	19か所 (湯来東小学校区内)
(b) 内容等	子どもたちが危険にさらされ、助けを求めた場合の緊急避難場所の確保	同左

ク その他の福祉

(ア) 災害の救助

項 目		広 島 市		湯 来 町		
a 災害弔慰金						
(a) 対象災害	自然災害で①、②に該当する災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害 ② 県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害			同左		
(b) 支給額	自然災害により死亡した住民の遺族に支給					
	区 分		金 額			
	生計維持者の死亡		500万円			
	その他の者の死亡		250万円			
b 災害障害見舞金						
(a) 対象災害	災害弔慰金に同じ			同左		
(b) 支給額	自然災害により精神、身体に一定の障害を受けた者に支給					
	区 分		金 額			
	生計維持者の障害		250万円			
	その他の者の障害		125万円			
c 災害援護資金の貸付						
(a) 対象	災害救助法が適用された災害により、住家などに被害を受けた世帯			同左		
(b) 所得制限	あり					
(c) 貸付限度額	災害の程度により 150万円～ 350万円					
(d) 利率	年 3% (ただし、平成11年豪雨災害・平成13年芸予地震による貸付者へは、利子補給制度あり。)			年 3% (ただし、平成13年芸予地震による貸付者へは、利子補給制度あり。)		
(e) 償還期間等	償還期間 10年 据置期間 3～5年 (無利子)			同左		
d 災害見舞金等						
(a) 対象	災害 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または火災、爆風、その他市長がこれに類すると認めた事故により生ずる被害) により被害を受けた市民			なし		
(b) 支給額	自然現象による被害の場合 (単位:円)					
	区 分		全壊・全焼・流失	半壊・半焼	床上浸水等	
	見舞金	住家被害	300,000	100,000	50,000	
		重傷者	1人につき		100,000	
	弔慰金	死亡者	1人につき		500,000	
	前記以外(火災等)による被害の場合 (単位:円)					
	区 分		全壊・全焼・流失	半壊・半焼	床上浸水等	
	見舞金	住家	単身世帯	30,000	20,000	10,000
			2人以上世帯	45,000	30,000	15,000
			重傷者	1人につき		30,000

項 目		広 島 市		湯 来 町		
		弔 慰 金	死亡者	1 人につき	100,000	
e 被災者生活再建支援						
(a) 対象災害		自然災害で①、②、③に該当する災害 ①災害救助法の適用となる災害 （ただし1号・2号適用の場合のみ） ②市区町村で住家が10世帯以上全壊した災害 ③県内で住家が100世帯以上全壊した災害 ④支援法の適用となる市町村に隣接する市町村(人口10万人未満)については、同一の災害により5世帯以上全壊した災害 ※上記に該当しないが、県内に支援法が適用される市町村が1以上ある場合は、県市の要綱により実施する。 （県市各1/2ずつを負担）			自然災害で①、②、③に該当する災害 ①災害救助法の適用となる災害 （ただし1号・2号適用の場合のみ） ②市区町村で住家が10世帯以上全壊した災害 ③県内で住家が100世帯以上全壊した災害 ④支援法の適用となる市町村に隣接する市町村(人口10万人未満)については、同一の災害により5世帯以上全壊した災害	
(b) 支給額		自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯(住家の全壊 全焼 流失又はこれに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯)			同左	
		世帯の 収入合計額	世帯主の 年齢等	支給限度額		
				複数世帯	単身世帯	
		500万円以下	年齢不問	300万円	225万円	
		500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳 以上又は 要援護世帯	150万円	112.5万円	
		700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳 以上又は 要援護世帯			
		※支給限度額は、内閣府が16年1月に記者発表した内容による				

(イ) 就業の改善

項 目	広島市	湯 来 町
a 就業改善センター		
(a) 目的	なし	地域住民の就業を改善するための総合的かつ拠点的な施設として設置
(b) 規模		延床面積 881㎡